入院診療計画書

(患者氏名)	殿

平成 年 月 日

病棟(病室)			
主治医以外の担当者名			
在宅復帰支援担当者名 *			
病 名 (他に考え得る病名)			
症			
治療計画			
検査内容及び日程			
手術内容及び日程			
推定される入院期間			
特別な栄養管理の必要性	有	· 無	(どちらかに〇)
そ の 他 ・看 護 計 画 ・リハビリテーション 等の計画			
在宅復帰支援計画 *			
総合的な機能評価 ◇			

- 注1) 病名等は、現時点で考えられるものであり、今後検査等を進めていくにしたがって変わり 得るものである。
- 注2) 入院期間については、現時点で予想されるものである。
- 注3) *印は、亜急性期入院医療管理料を算定する患者にあっては必ず記入すること。
- 注4) ◇印は、総合的な機能評価を行った患者について、評価結果を記載すること。
- 注5) 特別な栄養管理の必要性については、電子カルテ等、様式の変更が直ちにできない場合、その他欄に記載してもよい。

(主治医氏名)	印
(本人・家族)	

入院診療計画書

(患者氏名)	殿		4- 17	F	п	н
			平成	年	月	日
病棟(病室)						
主治医以外の担当者名						
病名名						
(他に考え得る病名)						
症						
治療により改善						
すべき点等						
全身状態の評価						
(ADLの評価を含む)						
治療計画						
(定期的検査、日常						
生活機能の保持・						
回復、入院治療 の目標等を含む)						
の日保守を占む)						
リハビリテーションの						
計画						
(目標を含む)						
栄養摂取に関する計画		(特別な栄養管理	!の必要性	≣: 有		無)
感染症、皮膚潰瘍等の		(11/1) 6/11/2 6/1		,		7110 7
皮膚疾患に関する対策						
(予防対策を含む)						
そ の 他						
・看護計画						
・退院に向けた支援 計画						
・入院期間の見込み等						
소) [커라스): '' '' '' '' ''	ママネーとしてよって	th Aw There	(1, k/x) = +	ルチボ	1_ 10 /P	71 ~
生) 上記内容は、現時点 ある。	只じ考えられるもので	あり、今後、状態の変化	上等に心	して変わ	わり待	るもの。
UJ W O		(主治医氏名)				印

(本人・家族)

褥瘡対策に関する診療計画書

氏	名				殿	ζ_	男 女	ζ		病 棟			計画作成日_	
明・	大·昭·平 年	月	日生	<u> </u>		(歳)		記入医師名 記入看護師名	2		_ _	
	褥瘡の有無	1. 現 2. 過								↑部、大転子部、 ↑部、大転子部、))	褥瘡発生日	
	<日常生活自立度	の低い	入院患		0)		\(1 0\)		D(1.0)	0(1.0)				÷4 bn
	日常生活自立度	4r. -	(🔊		, 2) + /+ /+		A(1, 2)		B(1, 2)	C(1, 2)				対処
危険因子の評価	・基本的動作能力 (ベッド上 自力体位変換)								できる		できない			
	(イス上 坐位安勢の保持、除圧)									できる		できない		
	•病的骨突出								なし あり					「できない」が1
		•関節拘縮								なし		つ以上の場一合、看護計画を		
	・栄養状態低		4 ++	/= 4. ++\					なし あり					立案し実施する
	・皮膚湿潤(多			便矢祭)						なし		あり		
	・浮腫(局所以				1					なし		あり		
	<褥瘡に関する危	険因子(のある意	(0)なし	すでに				· !)真皮まで	(3)皮下組織ま	(4)皮下組織を	(5)関節腔、体腔	(川)深さ判定が	
褥	深さ			(0)/40		(1)111	がりるた	<i>o</i> r (2	の損傷	での損傷	こえる損傷	に至る損傷	不能の場合	
瘡の状	渗出液	(0)なし (1)少量: 毎日の交出液							を要しない	(3)中等量:1日	1回の交換	(6)多量:1日2回以	以上の交換	
態の評	大きさ(cm²) 長径×長径に直	行する最	大径	(0)皮膚 なし	損傷	(3)4未	満		i)4以上 16未満	(8)16以上 36未満	(9)36以上 64未満	(12)64以上 100未満	(15)100以上	
計価(D	炎症•感染			(0)局所(症徴(し					59 脹、熱感、	(3)局所の明らかな感染 あり(炎症徴候、膿、 臭)		(9)全身的影響あ (発熱など)	1	- 合
E S I	肉芽形成 良性肉芽が占6	める割合	ì	(0)創閉的 は創力 い為記 不可能	が浅 平価		面の90% Lを占める		3)創面の50% 以上90%未 満を占める	(4)創面の10% 以上50%未 満を占める	(5)創面の10% 未満を占め る	(6)全く形成さ れていない		計点
G N	壊死組織			(0)なし (3)柔らかい壊					組織あり (6)硬く厚い密着した壊死組織あり					
- R)	ポケット(cm²) (ポケットの長径 る最大径)ー潰瘍		直行す	(0)なし		(6)4未	₹満	(9))4以上16未満		(12)16以上36未	満	(24)36以上	
	留意する項目										計画の内容			
	圧迫, ズレカ・ (体位変換、体圧/ 挙上方法、車椅	分散寝具		ベッド_	Ł									
看				イス上										
護計画	スキンケア													
	栄養状態改善	Ē												
	リハビリテーシ	/ヨン												

- [記載上の注意]
 1 日常生活自立度の判定に当たっては「「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」の活用について」
 (平成3年11月18日 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知 老健第102-2号)を参照のこと。
 2 日常生活自立度がJ1~A2である患者については、当該評価票の作成を要しないものであること。

平均在院日数の算定方法

1 入院基本料等の施設基準に係る平均在院日数の算定は、次の式による。

①に掲げる数

②に掲げる数

- ① 当該病棟における直近3か月間の在院患者延日数
- ② (当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数+当該病棟における当該3か月間の 新退棟患者数)/2

なお、小数点以下は切り上げる。

- 2 上記算定式において、在院患者とは、毎日24時現在当該病棟に在院中の患者をいい、当該病棟 に入院してその日のうちに退院又は死亡した者を含むものである。なお、患者が当該病棟から他 の病棟へ移動したときは、当該移動した日は当該病棟における入院日として在院患者延日数に含 める。
- 3 上記算定式において、新入棟患者数とは、当該3か月間に新たに当該病棟に入院した患者の数 (以下「新入院患者」という。)及び他の病棟から当該病棟に移動した患者数の合計をいうが、 当該入院における1回目の当該病棟への入棟のみを数え、再入棟は数えない。

また、病棟種別の異なる病棟が2つ以上ある場合において、当該2以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1回目の入棟のみを新入棟患者として数える。

当該3か月以前から当該病棟に入院していた患者は、新入棟患者数には算入しない。

当該病院を退院後、当該病棟に再入院した患者は、新入院患者として取り扱う。

4 上記算定式において、新退棟患者数とは、当該3か月間に当該病棟から退院(死亡を含む。) した患者数と当該病棟から他の病棟に移動した患者数をいう。ただし、当該入院における1回目 の当該病棟からの退棟のみを数え、再退棟は数えないこととする。

病棟種別の異なる病棟が2以上ある場合において、当該2以上の病棟間を同一の患者が移動した場合は、1回目の退棟のみを新退棟患者として数えるものとする。

5 「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者は1の①及び②から除く。

看護要員(看護職員及び看護補助者をいう)の配置状況(例)

1 一般病棟の場合

【 1病棟(1看護単位)入院患者数40人で一般病棟入院基本料の10対1入院基本料の届出を行う場合】

- 1 勤務帯 8 時間、1日3 勤務帯を標準として、月平均1日当たり必要となる看護職員の数が12人以上であること。
- 当該届出区分において、月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員(看護師及 び准看護師をいう)の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%以 上であること。
- 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- 夜間勤務の看護職員配置については、看護師1人を含む2人以上であること。
- 当該病棟の平均在院日数が21日以内であること。

(1) 看護職員配置の算出方法

- ① 各勤務帯に従事している看護職員の1人当たりの受け持ち患者数が10人以内であること。 (40人×1/10) × 3 = 当該病棟に1 日当たり12人 (小数点以下切り上げ) 以上の看護職員が勤務していること。
- ② 月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が70%を満たすこと。

当該病棟の月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数が12人の場合、 実際に勤務する月平均1日当たりの看護師は8.4人以上であること。

12 人 \times 70 % = 8. 4 人

- (2) 看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法
 - 各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間 以下であること。

当該病棟の看護職員の月延夜勤時間数

月平均夜勤時間数= -

夜勤時間帯の従事者数

※ 夜勤専従者及び夜勤16時間以下の看護職員を除く

- ① 当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定:16時から翌朝8時まで(16時間)
- ② 夜勤時間と従事者数:2人以上の看護職員が配置されている。 16時~24時30分(看護師3人、計3人)0 時~8時30分(看護師2人、准看護師1人 計3人)
- ③ 1月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数:23人(8人+11人+4人)

8人×72時間 = 576時間 (a)

11人×64時間 = 704時間 (b)

4 人×40時間 = 160時間 (c)

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間(24時から24時30分)は

申し送った従事者の夜勤時間には含めない。

- ④ 月延夜勤時間数:1,440時間((a)~(c)の合計)
- ⑤ 月平均夜勤時間数:72時間以下である。

1,440時間 ÷ 23人 = 62.6時間(小数点2位以下切り捨て)

2 療養病棟の場合

【 1病棟(1看護単位)入院患者数40人で療養病棟入院基本料2の届出を行う場合 】

- 1 勤務帯 8 時間、1日3 勤務帯を標準として、月平均1日当たり必要となる看護職員の数 が5人以上であって、かつ、看護補助業務を行う看護補助者の数が5人以上であること。
- 当該届出区分において、月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対す る実際に勤務した月平均1日当たりの看護師の比率が20%以上であること。
- 当該病棟が交代制の勤務形態であること。
- 夜間勤務の看護職員配置については、看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上であっ てもよい。

(1) 看護要員配置の算出方法

- ① 各勤務帯に従事している看護職員の1人当たりの受け持ち患者数が25人以内であること。 (40人×1/25) ×3=当該病棟に1日当たり5人(小数点以下切り上げ)以上の看護職員 が勤務していること。
- ② 月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数に対する実際に勤務した月平均1 日当たりの看護師の比率が20%を満たすこと。

当該病棟の月平均1日当たり勤務することが必要となる看護職員の数が5人の場合、実際に 勤務する月平均1日当たりの看護師は1人以上であること。

 $5 人 \times 20\% = 1 人$

- ③ 1日に従事している看護補助者の1人当たりの受け持ち患者数が25人以内であること。 $(40 \text{ 人} \times 1 / 25) \times 3 = 5 \text{ 人} (小数点以下切り上げ)$
- (2) 看護要員1人当たりの月平均夜勤時間数の算出方法
 - 各病棟において、夜勤時間帯に従事した看護要員1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間 以下であること。
 - ① 当該保険医療機関で夜勤時間帯を設定:17時から翌朝9時まで (16時間)
 - ② 夜勤時間と従事者数:2人以上の看護要員が配置されている。

17時~23時30分

(准看護師1人、看護補助者1人 計2人)

23時~9時30分

(看護師1人、看護補助者1人 計2人)

7時~12時(夜勤は7時~9時)(准看護師1人 看護補助者1人 計2人)

17時~9時

(夜勤専従者1人、月64時間勤務)

③ 1月当たり夜勤時間帯に従事する実人員数:18人(2人+7人+8人+1人)

2人×72時間 = 144時間 (a)

7人×68時間 = 476時間 (b)

8 人×54時間 = 432時間 (c)

1人×28時間 = 28時間 (d)

※ 夜勤時間帯の中で申し送りに要した時間(23時から23時30分)は

申し送った従事者の夜勤時間には含めない。 ※ 夜間専従者及び夜勤16時間以下の者を除く。

- ④ 月延夜勤時間数:1,080時間((a)~(d)の合計)
- ⑤ 月平均夜勤時間数:72時間以下である。1,080時間 ÷ 18人 = 60.0時間(小数点2位以下切り捨て)

入院基本料に係る看護記録

入院基本料の届出を行った病棟においては、看護体制の1単位ごとに次に掲げる記録がなされている必要がある。ただし、その様式、名称等は各保険医療機関が適当とする方法で差し支えない。

1 患者の個人記録

(1) 経過記録

個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの。 ただし、病状安定期においては診療録の温度表等に状態の記載欄を設け、その要点を記録する 程度でもよい。

(2) 看護計画に関する記録

個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法及び 評価等を記録するもの。

2 看護業務の計画に関する記録

(1) 看護業務の管理に関する記録

患者の移動、特別な問題を持つ患者の状態及び特に行われた診療等に関する概要、看護要員の 勤務状況並びに勤務交代に際して申し送る必要のある事項等を各勤務帯ごとに記録するもの。

(2) 看護業務の計画に関する記録

看護要員の勤務計画及び業務分担並びに看護師、准看護師の受け持ち患者割当等について看護チームごとに掲げておくもの。看護職員を適正に配置するための患者の状態に関する評価の記録。